

うるま市さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）利用取扱要領

制定 令和8年7月1日

（趣旨）

第1条 この要領は、市内の飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上と良好な生活環境の保全を図るため、公益財団法人どうぶつ基金が実施する「さくらねこ無料不妊手術事業」のチケット（以下、チケットという。）を利用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- （2） 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫をいう。
- （3） 地域猫 特定の飼い主がなく、地域に住みつき、その地域で適正に管理されている猫をいう。
- （4） 地域猫活動 地域住民の理解を得た上で、地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施して、その繁殖を抑制し、当該猫が一代限りの命を全うするまで、地域において適切に飼養管理を行う活動をいう。
- （5） 不妊手術 獣医師が行う雄猫の去勢手術及び雌猫の避妊手術をいう。
- （6） さくらねこ 不妊手術を受けた目印として、当該不妊手術を行った獣医師により耳先を桜の花びらの形（V字）に切られた猫をいう。
- （7） TNR活動 捕獲した猫に対して不妊手術を受けさせ、当該猫をさくらねこにした上で、元の場所に戻す活動をいう。
- （8） 利用団体 市内でTNR活動又は地域猫活動を行う団体として、市に登録されている団体をいう。

（交付対象者）

第3条 チケットの交付対象となる者は、自治会及び利用団体とする。

（登録）

第4条 利用団体としての登録を受けようとする団体は、うるま市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用団体登録申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 団体の定款または規約等
 - (2) 団体の役員名簿
 - (3) 誓約書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定に基づく申請があったときは、次の各号の要件を全て満たしているかを審査し、利用団体登録の可否を決定するものとする。その結果については、うるま市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用団体登録審査結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- (1) 飼い主のいない猫に避妊・去勢手術を受けさせ、地域住民や自治会等が行う地域猫活動の支援を行うことができる団体であること。
 - (2) 構成員が同一世帯でない2人以上の団体であること。
 - (3) 年間20頭以上の不妊手術の実施が見込める団体であること。
 - (4) その他市長が必要と認める要件を満たしていること。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、団体等として登録することができない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）が事業主であるとき。
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっているとき。
 - (3) 暴力団員が実質的に運営に関与しているとき。
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は構成員として使用しているとき。
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等の提供その他の経済上の利益若しくは便宜を供与しているとき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（登録事項の変更）

第5条 利用団体は、次に掲げる事項に変更があったときは、うるま市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用団体登録事項変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 利用団体の名称、代表者氏名、住所又は連絡先
- (2) 利用団体の構成員

（登録の抹消）

第6条 利用団体は、地域猫活動等を終了するときは、うるま市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用団体登録抹消届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があった場合のほか、市長は、利用団体が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その利用団体登録を抹消することができる。

- （1） 地域猫活動の方法が著しく不適當であるとき。
- （2） 第4条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。
- （3） 誓約書に違反する事案が認められたとき。
- （4） チケットを2年間利用しなかったとき。
- （5） その他チケットを交付の対象とすることが著しく不適當であると認めたとき。

3 市長は、前項の規定により利用団体登録を抹消したときは、うるま市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用団体登録抹消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（交付申請）

第7条 チケットの交付を受けようとする者は、うるま市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（様式第6号）を不妊手術の予定日の前月の3日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、申請内容を審査し、チケットの交付が適當であると認めるときは、うるま市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。ただし、どうぶつ基金から受領したチケット枚数が申請のあった枚数に満たなかった場合は、その枚数の範囲内で交付決定するものとする。

（交付決定の取消しおよびチケットの返還）

第9条 交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、さくらねこ無料不妊手術チケット交付決定の取消しおよびチケット返還通知書（様式第8号）により通知し、チケットの交付決定の全部または一部を取消し、既に交付したチケットの全部または一部の返還を求めるものとする。

- （1） チケットの利用方法が著しく不適當と認められるとき。
- （2） その他市長が必要と認めたとき。

（チケットの利用報告等）

第10条 チケットを利用し不妊手術を施したときは、速やかにさくらねこ無料不妊手術

チケット（行政枠）利用報告書（様式第9号）にその他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、利用していないチケットがあるときは、これを併せて返却しなければならない。

（免責）

第11条 市長は、この要領の規定により交付したチケットにより施された不妊手術に関連して生じた事故等について、一切の責任を負わない。

（その他）

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和8年7月1日から施行する。

附 則（令和8年9月10日市民生活部長決裁）

この要領は、令和8年9月10日から施行する。